



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

高梨 範夫

はじめに

4月、本年度の執行役員会が、古谷会長の下、副会長8名、執行理事11名の計20人体制にて稼働しましたが、その後、特許庁その他の外部機関への挨拶回り、委員会や附属機関等の各種組織の立ち上げ、支部訪問による支部役員との意見交換、常議員会の開催及び定期総会の開催、その合間に組み込まれるさまざまな会務等々、慌ただしく月日が経過致しました。この間、毎月水曜日に開催される執行役員会ではさまざまな議案について審議してきました。時には慎重に結論を出さなくてはならない議案や執行役員の見解が割れる議案等もありますが、このような議案について古谷会長は執行役員の一一人の意見を聴きつつ全体の総意をまとめることに努めており、これにより執行役員一人一人の意識も高く、円滑かつ積極的な審議が行われております。

以下においては、私が担当する委員会・附属機関等について紹介させていただきます。

関東支部

関東支部は、羽鳥亘支部長の下、総勢7千名の支部会員を擁する一大組織です。傘下に、都県毎に構成される都県委員会、広報や研修その他のテーマ毎に構成される組織委員会があり、これらを正副支部長や幹事からなる関東支部役員会がとりまとめることにより、支部運営に努めています。活動としては、地域に根ざした知的財産普及活動（休日パテントセミナーの開催を含む。）、都県での知的財産PRイベント開催（スポーツ祭東京2013関連イベント、テクニカルショーヨコハマ・川崎国際環境技術展へのブース出展等）、中小・ベンチャー企業に対する弁理士サポートプロジェクト、支部の独自性を出した研修、広報活動の強化・多様化その他を行います。

防災会議

防災会議では、斎藤美晴議長の下、巨大地震等によ

る災害に対する備えを会員に周知すると共に、災害発生時の会員の安否確認、特許庁と折衝し特許出願その他の手続きに関する必要情報の会員への提供等を行います。東京直下型地震により東京が被災し近畿支部に防災対策本部を設置するという想定の下、本年も防災訓練を実施します（10月2日予定）。この他、これまで作り上げてきた複数の防災対策マニュアルを見渡し非常時に確認し易いものとするための工夫を施し、また、災害発生時に支障なく適切な対策を講ずることができるための人的・物的体制について検討します。また、本年度の会務が始まって間もない4月13日に淡路島付近で発生した大地震を教訓にして、来年2月頃、次年度の正副会長・執行理事予定者を対象にした防災対策説明会を実施する方向で検討しています。

知的財産価値評価推進センター

知的財産価値評価センターは、井内龍二センター長の下、知的財産の価値評価業務を弁理士が担うことを目指します。裁判所から知的財産価値評価人の推薦依頼を受けると、価値評価人候補者から応募者を募り、応募者の中から相応しいと思われる人を裁判所に推薦しています。裁判所からは毎年一定件数の推薦依頼を受けており、弁理士による知的財産価値評価は浸透してきているといえます。今後は、企業や銀行等の民間からも推薦依頼を受けることを目標に活動を続けます。このため、今年度は、知的財産価値評価に関するニーズ調査をアンケート形式にて実施する予定です。また、民間企業を対象にした各種の評価マニュアル（将来導入の可能性がある国際会計基準に基づくものを含む。）の作成、並びに、会員向けの知的財産価値評価ガイドラインの作成をすすめます。更に、評価人候補者に対する講習を充実させ候補者各位の評価能力向上を図ります。

商標委員会

商標委員会では、第1商標委員会・神林恵美子委員長及び第2商標委員会・佐藤俊司委員長の下、商標関

連事項について検討しています。これまで、同委員会では、永年にわたり新しいタイプの商標を含む商標法改正について検討し特許庁に対する提言を行ってきました。特許庁の改正商標法案は、残念ながら、第183通常国会に上程することなく6月26日の会期終了を迎えました。参議院議員選挙後の臨時国会における法案提出を注視すると共に、新しいタイプの商標に関する商標審査基準の検討が始まり次第、これについて提言する意向です。この他、抵触する商標の併存登録に関する同意書制度導入について特許庁へと提言する方向で検討を重ねています。更に、平成23年度特許庁産業財産権制度問題調査報告書「商標法における証明・認証マークの保護の在り方に関する調査報告書」が発表され、知的財産推進計画2013において言及される等、最近動きが出てきた証明・認証マークについて日本弁理士会の意見をまとめるべく検討をしています。この他、注目すべき判決や審決について検討し会員へと知らせます。

不正競争防止法委員会

不正競争防止法委員会では、中田祐児委員長の下、「技術流出の防止と不正競争防止法の関わり」及び「不正競争防止法による新しいタイプの商標の保護」について調査研究をしています。前者は、営業秘密のうち製造技術・設計図・実験データ・研究レポート・図面などの技術上の情報について不正競争防止法の視点から検討し、不正な漏洩の防止可能性や限界を探ります。後者は、改正商標法案が可決され新しいタイプの商標が商標登録の保護対象となったとしても、このような商標の保護は必ずしも商標登録のみによってなされるのではなく、不正競争防止法が寄与するところが大きいとの視点から、新しいタイプの商標に関する不正競争防止法による保護について検討します。委員会冒頭の全体会議において検討事項に関連する判決の紹介と意見交換を行い、その後、各小委員会において担当事項について検討しています。

著作権委員会

著作権委員会では、野田薫央委員長の下、国内外において様々な事項について改正論議が熱く論じられている著作権について、その改正の方向性に注視しつつ、各種の問題点について検討しています。また、著作権に対する会員の理解をより深めてもらうため、昨年度に作成配布した「著作権業務の現状に基づくQ & A集」について、今年度は継続研修会を実施してこれを詳しく紹介するとともに、著作権に詳しい会員に気軽に相談可能な「著作権ネットワーク構想」も併せて紹介しました。更に、今年度の研究フェスタでは委員会メンバーが「地域キャラクターの活用術」を発表しました。この他、著作権に関する最近の重要判決をパテントに紹介すべく検討しています。また、コンテンツビジネスに関する調査を行うとともに、著作権に関する関係官庁・諸団体に適切に対応しています。

知的財産活用推進委員会

知的財産活用推進委員会では、根本雅成委員長の下、特許権や著作権等の知的財産権について弁理士を介在して譲渡やライセンスの橋渡しを行う仕組みについて検討しその実現を図ることにより、権利化された発明その他を積極的に活用できる機会の創出を目指しています。また、知的資産経営に関する弁理士の貢献について模索し、今秋開催予定の「知的資産経営WEEK」に日本弁理士会としてイベント参加する方向で検討しています。

最後に

本年度の執行役員会は、古谷会長の任期の1年目に該当します。そして、本年度の重要課題である弁理士法改正については、本稿の寄稿時点では産業構造審議会の構成員も未定ですが、日本弁理士会の意向が改正法案に反映するように鋭意努力致します。